

一般社団法人小児血液・がん学会 保険診療委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人小児血液・がん学会 保険診療委員会（以下「委員会」という）。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、小児血液・腫瘍性疾患等に対する保険診療に関連して、保険診療の適正化を目指した活動を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会が取り扱う業務は以下の通りとする。

1. 診療報酬改定に関わる業務
本業務では小児血液・腫瘍疾患に関連する診療報酬改訂の分析ならびに改訂要望の策定を行う。
2. 未承認薬および適応外薬等に関する業務
本業務では小児血液・腫瘍疾患に関連する未承認薬や適応拡大などの厚生労働省への要望書の作成や依頼ならびに適応取得薬剤の周知および情報発信などを行う。
3. 公費負担制度ならびに包括医療制度に関連する業務
本業務では小児血液・腫瘍疾患に関連する小児慢性特定疾患治療研究事業の最適化ならびに診断群分類包括評価における問題の解決を目指した活動を行う。
4. その他の小児血液・腫瘍疾患に関連する保険診療業務
上記1～3の業務に関連した医療機関や診療医からの要望収集ならびにアンケート調査等、必要な活動を行う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員6名をもって構成する。

2. 委員長は本領域に精通するアドバイザー、資料収集等作業への協力者を指名し、委員会に加えることができる。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 会議は委任状を含めて委員の3分の2以上の参加を持って会議の成立とする。

3. 議決は会議に参加した委員全員の合議とする。ただし、アドバイザー、協力者には議決権はない。

4. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。